

日本道徳教育学会理事・監事選出規則

(投票による理事及び監事の選出)

第1条 本会則第9条により、理事及び監事は投票によって選出する。

2. 投票は無記名、連記により、所定の投票用紙に、会員の中から選出しようとする理事の氏名5名と監事の氏名1名を記入して投票するものとする。
3. 投票は郵送による投票のみとする。
4. 郵送による投票は、指定された期日までに選挙管理委員会の事務局に届くこととする。
5. 同姓同名の会員がいる場合は、所属も付記するものとする。

第2条 投票による選出理事は、10名とする。

2. 投票による選出監事は、2名とする。
3. 投票数が同数の場合は、抽選とする。

(理事会で委嘱する理事)

第3条 投票で選出された理事によって理事会を開催し、理事会の推薦で若干名の理事を委嘱する。

(投票資格)

第4条 会員は投票資格を有する。但し、会費滞納が3年を超える会員は投票できない。

(選挙管理委員会)

第5条 理事及び監事の選挙に伴う事務のために選挙管理委員会を置くこととする。

2. 選挙管理委員は、理事会の承認を得て、会員の中から会長が委嘱する。
3. 選挙管理委員は、若干名とし、選挙結果終了後、委員は解除される。
4. 選挙管理委員会に選挙管理委員長を置く。選挙管理委員長は選挙管理委員の互選によって選任する。
5. 選挙管理委員会の事務局は、選挙管理委員長の所属する機関に置くこととする。

(投票の判別)

第6条 投票が有効か無効かの判別は次の基準による。

2. 所定の用紙以外のものを使用したものは無効とする。
3. 定数より多くの氏名を記入したものは無効とする。
4. 定数以下の氏名を記入したものは有効とする。
5. その他の判別については、選挙管理委員の判断に委ねる。